

公 告 第 877 号  
令和 2 年 11 月 16 日

大王製紙健康保険組合  
組合員各位

大王製紙健康保険組合  
常務理事 石丸



### 令和 3 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額上限額について

任意継続被保険者の標準報酬月額上限額については、健康保険法第 47 条の規定により、前年 9 月 30 日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額で決定されます。

当健康保険組合の令和 2 年 9 月 30 日における全被保険者の平均標準報酬月額は 337,715 円でしたので、健康保険法第 47 条及び当組合同規約第 51 条に基づき、任意継続被保険者の令和 3 年度標準報酬月額上限額を下記の通り公告します。

#### 記

#### 1. 標準報酬月額の上限額 340,000 円（今年度と変更なし）

任意継続被保険者の健康・介護保険料等の計算基礎となる標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額を基に決定します。

- ① 標準報酬月額 340,000 円以上の方は 340,000 円
- ② 標準報酬月額 320,000 円以下の方は該当する等級の額

#### 2. 適用期間

自 令和 3 年 4 月 1 日  
至 令和 4 年 3 月 31 日

以 上